

水戸市は令和2年4月1日に中核市に移行します

市では4月1日からの中核市移行に伴い、水戸市保健所と水戸市動物愛護センターを開設。保健師や獣医師など、専門職の職員を中心に、事務を行います。

問合せ／保健所準備課(☎305-6290)

水戸市保健所、 水戸市動物愛護センターを 開設します！

水戸市動物愛護センター

市の動物愛護活動の拠点として新たに開設します。学習室などがある事務棟と、保護室・治療室を備える動物棟、屋外でイベントなどを行うふれあい運動広場を設けます。

市保健センターで行っている犬の登録や狂犬病の予防注射を引継いで担当するほか、犬や猫の保護・収容、定期的な譲渡会の開催など、さまざまな取組を行いながら、動物愛護の普及啓発を推進します。

※譲渡会や動物愛護のイベントなど、詳細は、今後「広報みと」や市ホームページでお知らせします。

所在地／河和田町999番地

業務時間／午前8時30分～午後5時15分

休業日／日・月曜日、祝日、12月29日～1月3日

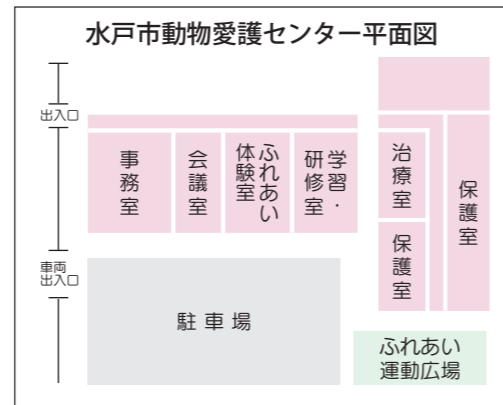
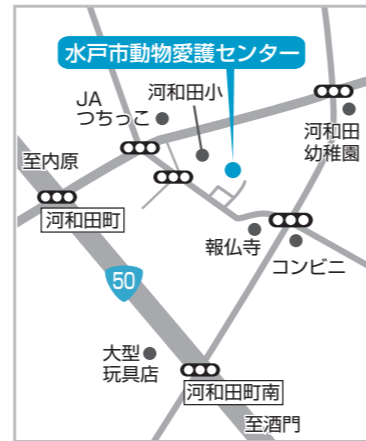
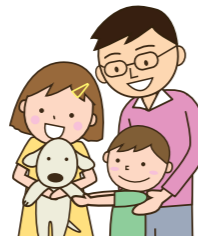
4月1日からの担当課／動物愛護センター(☎350-3800)

▼水戸市動物愛護センターの主な業務

●県から市に引継ぎ新たに実施する業務 ○市保健センターで現在行っている業務

- 動物愛護の普及啓発
- 飼い主がいない犬などや、けがをしている犬・猫などの保護・収容
- 収容した犬・猫の返還、譲渡
- 犬の登録
- 狂犬病予防注射

※動物取扱業の登録、特定動物の飼養許可は、引続き県動物指導センター(☎0296-72-1200)で行います。



水戸市保健所

市保健所では、市保健センターで取組んできた乳幼児や成人の健診(検診)・相談、予防接種などの保健サービスや休日夜間緊急診療所の運営などに加えて、これまで県が担ってきた感染症対策や食品衛生、環境衛生などについての保健衛生サービスを一体化し、総合的に実施していきます。

所在地／笠原町993番地の13

業務時間／午前8時30分～午後5時15分

休業日／土・日曜日、祝日、12月29日～1月3日



※4月1日から、茨城県水戸保健所は「茨城県中央保健所」に名称が変わります。

▼水戸市保健所の主な業務

●県から市に引継ぎ新たに実施する業務 ○市保健センターで現在行っている業務

分野	主な業務	4月1日からの担当課	場所
医事・薬事	●診療所、薬局、医薬品販売業などの許可、立入検査、届出の受付	保健総務課 ☎243-7329	保健所2階
	●医療従事者などの免許申請の受付・交付		
保健衛生統計	●人口動態調査などの統計事務	保健総務課 ☎305-6290	保健所2階
食品・環境衛生	●調理師、クリーニング師などの免許申請の受付・交付 ●飲食店などの営業の許可、立入検査 ●食中毒の予防 ●旅館、公衆浴場、興行場などの許可、理・美容所、クリーニング所などの届出の受付 ●温泉の利用の許可、立入検査	保健衛生課 ☎243-7328	
母子保健	●小児慢性特定疾病医療費の助成 ●特定不妊治療費の助成 ○未熟児養育医療費、不育症治療費の助成 ○母子健康手帳の交付 ○乳幼児教室の開催 ○健康相談及び訪問指導 ○妊産婦、乳幼児の健康診査 ○乳児家庭全戸訪問	地域保健課 ☎243-7311	保健所1階
健康増進	●特定給食施設などの届出の受付 ●受動喫煙対策 ○健康手帳の交付 ○生活習慣病予防教室等の開催 ○健康相談及び訪問指導 ○健康診査、がん検診	保健予防課 ☎243-7315	
感染症対策	●感染症の予防、発生時の対応 ●HIVなど特定感染症の相談、検査 ●結核予防・検査・医療費給付 ●肝炎治療費助成の申請受付 ○予防接種		
精神保健	○精神保健、ひきこもり相談		
診療	○休日夜間緊急診療		※詳細は下記参照。

※指定難病特定医療費支給認定申請の受付、いばらき健康づくり支援店の登録、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業申請の受付と療養費請求は、引続き県中央保健所(☎241-0100)で行います。

休日夜間緊急診療所

問合せ／内科・小児科・外科…☎243-8825、歯科…☎243-8840

▼休日診療

受付時間／午前9時～11時45分、午後1時～3時15分 診療日／日曜日、祝日、12月30日～1月3日(1月1日は午後のみ受付) 診療科／内科・小児科(内科系)、外科、歯科

▼夜間診療

受付時間／午後7時30分～10時15分 診療日／毎日 診療科／内科・小児科(内科系)



水戸市保健所(左側の建物は休日夜間緊急診療所)

ご注意・ご確認ください

▼すでに県・水戸保健所から許可などを受けている方へ

県から市に引継ぎ実施する業務について、令和2年3月31日までに茨城県知事・水戸保健所長の許可などを受けている場合は、水戸市長・水戸市保健所長の許可などを得たものとみなされるため、原則として、改めて許可などを受ける必要はありません。

ただし、令和2年4月1日以降に更新または変更などの手続きを行う場合は、水戸市の各担当課で手続きをしてください。

※水戸市保健所で行う手続きのうち、例外として改めて許可などを受ける必要がある場合は、事前に、市ホームページなどでお知らせします。

▼手数料の支払い方法について

令和2年4月1日以降、水戸市保健所など、市での手数料の支払い方法は、納入通知書または現金による納付になります。

※県・水戸保健所での手数料の支払い方法は、茨城県収入印紙による納付です。

※水戸市保健所が取扱う免許申請等のうち、県知事名で交付する免許など一部の事務では、引続き茨城県収入印紙または収入印紙での納付になります。